

石油事業における経済安全保障推進法の
特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の解説

- 本解説は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第3章の特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度について、導入等計画書の事前届出等に関する事項等を解説するものです。本解説は、簡潔な記述をしている箇所がありますので、届出等を行うに当たっては関係法令等も併せて確認してください。
- 本解説は今後も随時改訂していくものとなりますので、最新のものを確認いただくようお願いします。

【凡例】

「法」 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）

「政令」 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号）

「省令」 経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和5年経済産業省令第41号）

※ その他、特に断りのない限り、この解説において使用する用語は、法第3章、政令及び省令において使用する用語の例によるものとする。

令和6年5月14日

<石油精製業>

1. 特定重要設備

Q 1. 特定重要設備として、省令で「石油蒸留設備（石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）第 2 条第 4 項に規定する石油蒸留設備をいう。次条第 9 号及び第 12 条第 11 号において同じ。）の監視及び制御を電子情報処理装置組織により行う装置」と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- 石油精製業における特定重要設備とは、分散型制御システムにおいて石油蒸留設備を監視・制御するコントローラーが該当します。なお、石油蒸留設備に減圧蒸留装置は含みません（問 2 においても同様です）。

Q 2. 石油精製業における特定重要設備の機能に関する変更とは、具体的にどのような変更ですか。

- 石油精製業における特定重要設備の機能に関する変更とは、石油蒸留設備の監視及び制御を行う作用自体の変更に加え、その作用の構築に中核的な役割を果たしている設備、機器、装置又はプログラムの変更をいいます。後者について、典型的には構成設備の全部又は大部分を変更する場合は該当すると考えられますが、判断に迷う場合は、相談窓口にご相談ください。

2. 構成設備

Q 3. 石油精製業の構成設備として、省令で次に掲げるもののうち、その機能が毀損し、又は不正な操作を受けることにより、当該装置による石油蒸留設備の監視及び制御を行う機能に直接の支障を生ずるもの

- イ 当該監視及び制御を行うための演算処理装置
- ロ イに係るアプリケーションその他のソフトウェア

と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- 石油精製業における構成設備とは、演算処理装置（CPUモジュール）と、それに搭載されるパッケージソフトウェア、制御アプリケーションが該当します。

3. 重要維持管理等

Q 4. 石油精製業の重要維持管理等には具体的にどのような行為が該当しますか。

- 石油精製業における重要維持管理等とは、特定重要設備の保守点検や部品の交換等といった行為のうち、特定重要設備の稼働を停止して行う行為（当該行為を行うことを目的とした停止の場合に限る。）が該当します。

4. リスク管理措置

Q 5. 石油精製業において、リスク管理措置の導入^⑭・重要維持管理等^⑨にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

※内閣府の技術的解説参照

- 国内の関連法規のうち、特定社会基盤事業を規律する及び設備の安全基準に関連する法令は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）及び石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）並びにこれらに基づく命令となります。

また、国際的に受け入れられた基準のうち、特定重要設備の安全基準に関するものは、該当ありません。

＜石油ガス輸入業＞

1. 特定重要設備

Q 1. 石油ガス輸入業の特定重要設備として、省令で「石油ガス（石油の備蓄の確保等に関する法律第二条第三項に規定する石油ガスをいう。次条第 10 号及び第 12 条第 12 号において同じ。）の受入れ、貯蔵及び払出しに係る設備の監視及び制御を電子情報処理組織により行う装置」と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- 石油ガス輸入業における特定重要設備とは、制御システムにおいて、石油ガス輸入業の演算・制御を行う機器が該当します。

Q 2. 石油ガス輸入業における特定重要設備の機能に関する変更とは、具体的にどのような変更ですか。

- 石油ガス輸入業における特定重要設備の機能に関する変更とは、特定社会基盤役務を安定的に提供するため特定重要設備が有する固有の役割を果たす作用自体の変更に加え、制御システムにおける、石油ガス輸入業の演算・制御を行う機器のうち、中核的な役割を果たしている設備、機器、装置又はプログラム、すなわち、石油ガス輸入業における構成設備の変更であって、特に特定重要設備の機能に影響が出るような変更などが該当します。

Q 3. 石油ガス輸入業の制御システムにおいては、どの程度の支障が生じれば緊急やむを得ない場合と認められますか。

- 石油ガス輸入業における緊急やむを得ない場合とは、例えば、片系または全ての演算処理装置が停止した場合など、石油ガスの安定供給ができなくなる、又は、そのおそれがある場合が該当します。

2. 重要維持管理等

Q 4. 石油ガス輸入業の構成設備として、省令で次に掲げるもののうち、その機能が毀損し、又は不正な操作を受けることにより、同号に掲げる装置による石油ガスの受入れ、貯蔵及び払出しに係る設備の監視及び制御を行う機能に直接の支障を生ずるもの

- イ 当該監視及び制御を行うための演算処理装置
- ロ イに係るアプリケーションその他ソフトウェア

と記載されていますが、具体的にはどのような設備が該当しますか。

- 石油ガス輸入業における構成設備とは、演算処理装置（CPUモジュール）と、それに搭載されるパッケージソフトウェア、制御アプリケーションが該当します。

3. 重要維持管理等

Q5. 石油ガス輸入業の重要維持管理等には具体的にどのような行為が該当しますか。

- 石油ガス輸入業における重要維持管理等とは、典型的には以下のものをいい、特定社会基盤事業者がこれらを他の事業者に委託する場合は、届出が必要となります。
 - ・ 特定重要設備を用いて運転状況を把握し、これを操作する業務
 - ・ 制御システムの定期的な点検や部品の交換といった保守管理を行う業務なお、以下のような業務については、特定重要設備の機能への影響が軽微と認められるため、特定社会重要設備の機能を維持するために重要でなく、かつ、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要でないと考えられ、これらを行わせることは石油ガス輸入事業における重要維持管理等の委託に該当せず、届出等は不要となります。
 - ・ 特定重要設備の保守点検のうち、設備内部へのアクセスを伴わない設備外観のみの点検や、清掃等の業務
 - ・ 不正なプログラムが埋め込まれる恐れ等のない、プログラムの軽微な更新・改修・点検・調整等の業務¹
 - ・ その他特定重要設備の機能への影響が軽微な機器の修理、部品の交換、点検・調整、確認試験等の業務さらに、設備が多重化等²されており、仮に委託業務を通じて特定重要設備が特定妨害行為の手段として使用された場合であっても、特定社会基盤役務

¹ 本項に該当するものとして、例えば、制御ロジックの視覚化等によりその内容を容易に認識可能なツール等を用いて行われるバグ修正等のアップデート、パラメータ設定の変更、監視（モニタリング、警報回路を含む）に係るプログラムの修正等が考えられます。

² 設備が多重化されている例として、CPU モジュールが複数配置され、そのうちの 1 つが機能を喪失しても、他の CPU モジュールによって監視制御を継続できる設備構成である場合等（特定社会基盤役務の安定的な提供に影響を及ぼさない場合に限る）が考えられます。

の安定的な提供に影響を及ぼさない場合は、当該委託業務は石油ガス輸入事業における重要維持管理等の委託に該当せず、届出等は不要となります。

4. リスク管理措置

Q 6. 石油ガス輸入業において、リスク管理措置の導入^⑭・重要維持管理等^⑨にかかる国内の関連法規や国際的に受け入れられた基準とは何が該当しますか。

※内閣府の技術的解説参照

- 国内の関連法規のうち、特定社会基盤事業を規律する及び設備の安全基準に関連する法令は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）及び石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 号）並びにこれらに基づく命令となります。

また、国際的に受け入れられた基準のうち、特定重要設備の安全基準に関するものは、該当ありません。